



あなたの“声”を待っています

近年ライフスタイルや価値観の多様化により、市政経営の環境は大きく変化しています。

このような時代に対応するには、市民のみなさんが主体的に市の取組に参加し、みなさんの持つ豊かな知識や、行政では気づきにくい生活実感に基づく考え、思いを市の取組に反映させていく必要があります。

流山市では、まちづくりの主役である市民のみなさんが、もっと市の取組に参加しやすくなるように基本的なルールを定めています。

「ここに住んでよかった」と思えるまちづくりのために、あなたの“声”を市へ届けてみませんか？

【問い合わせ先】

流山市役所市民生活部コミュニティ課

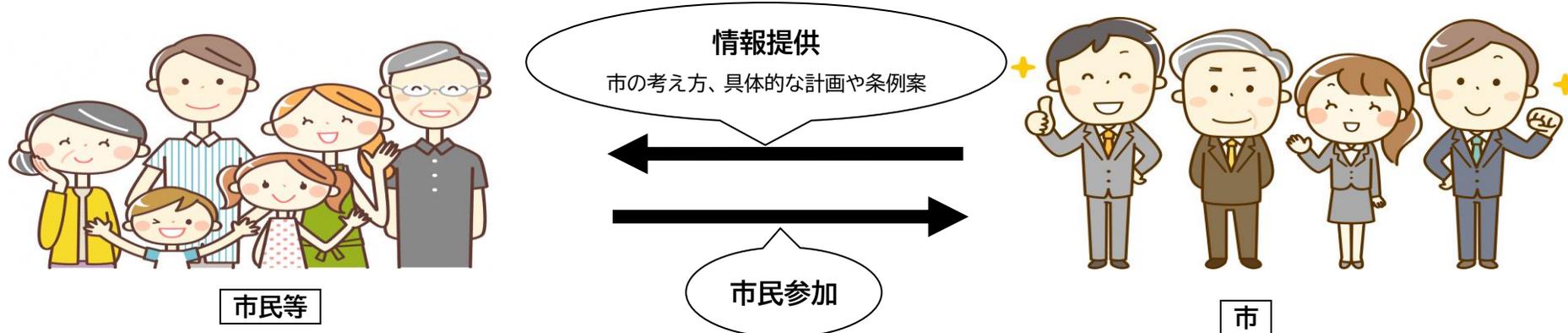
電話 04-7150-6076 (直通) Fax 04-7159-0954

流山市市民参加条例
平成24年10月1日施行

市民参加についてはこちら



市民参加の仕組み



●市民等とは

まちづくりは、市民のみなさんに限らず地域で取り組む必要があります。そのため、条例では市民、市内で働く方、就学する方、自治会、NPO 及び事業者まで幅広く定義しています。

《 市民参加できるとき 》

- ①市の計画をつくる、変更するとき
- ②条例をつくる、変更するとき
- ③市の施設の計画や制度をつくる、変更するとき
- ④市民生活に大きな影響がある制度をつくる、変更するとき
- ⑤条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるもの（保育料など）の額の設定又は改定に係る基本方針をつくる、変更するとき

～市民参加の5つの方法～

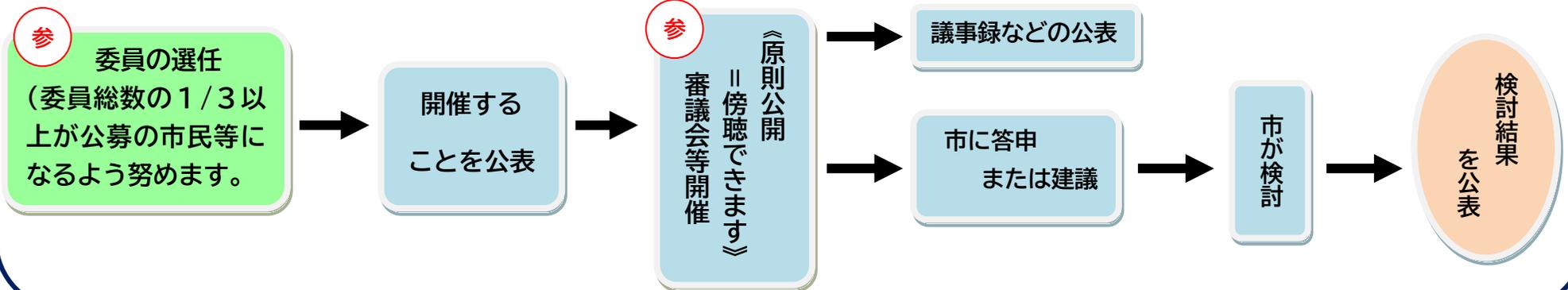
※審議会等の「等」とは、
協議会・委員会・会議などを含みます。

※ **参** マークのあるところで市民等が参加できます。

(1) 審議会等の開催

市 **審議会に意見を求めます** ⇔ 市民等 **政策案の審議をします**
審議会等を設置し、政策案の意見を求める方法です。

※審議会とは、市民等や専門的な知識を有する者の意見を行政の運営に反映させるため、法律や条例により設置する附属機関です。



(2) パブリックコメント手続

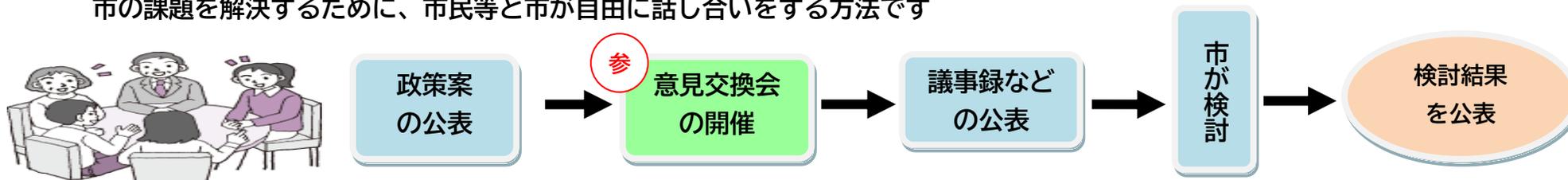
市 **政策案を公表します** ⇔ 市民等 **意見を提出できます**

市が作成した政策案に対し、市民等が意見を提出する方法です。策定しようとする政策に対し、皆さんの意見を反映させる必要があるときに実施します。



(3) 意見交換会の開催

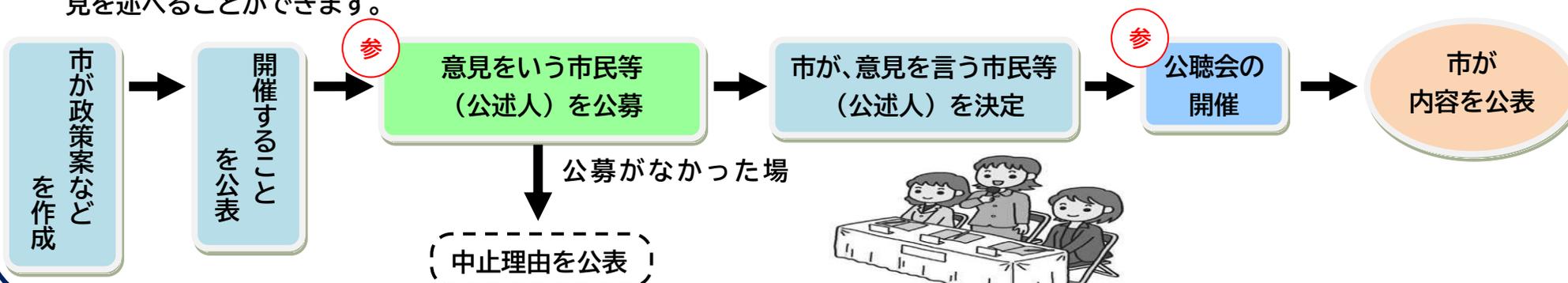
市 **意見交換会の開催をします** ⇔ 市民等 **意見交換会で直接発言できます**
市の課題を解決するために、市民等と市が自由に話し合いをする方法です



(4) 公聴会の開催

市 **公聴会の開催をします** ⇔ 市民等 **公聴会で意見を述べます**

市の政策案などに対し、賛成の意見と反対の意見がある場合、皆さんの意見を聴くために開催します。公述人になることで意見を述べるすることができます。



(5) 政策提案制度

市 **意思決定と公表をします** ⇔ 市民等 **政策を提案できます**

市民が具体的な政策を提案し、その提案に対し、市の機関が意思決定を行うとともに、その提案の概要や市の機関の考え方などを公表する制度です。市民政策提案手続には、市民等から自発的に提案する方法と市が政策提案を求める方法があります。

★市民等が自発的に提案する方法

10人以上の市民等の連署で政策提案
10人以上の市民の方などの連署があれば、いつでも市に政策提案できます。

★市が提案を求める方法

市が対象事項を公表
市が政策を求める政策を公表します。

参

市民等が
政策提案

《公開》
市が審査

検討結果
を公表

(6) その他の効果的と認められる方法

アンケート

市民意識調査

無作為抽出型

市民会議

討論型世論調査

詳しくはホームページをご覧ください。